

伊佐市建築物等木材利用促進方針

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第12条第1項の規定に基づき、鹿児島県建築物等木材利用促進方針に即して、建築物等における木材利用の促進を図るため、建築物における木材利用の促進の意義及び基本的方向、建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物における木材利用の目標等、その他建築物等における木材利用の促進に関し必要な事項を定める。

第1 建築物における木材利用の促進の意義及び基本的方向

木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、再生可能な資源であるとともに、鉄やコンクリート等の資材に比べ、製造時のエネルギー消費が小さく、長時間にわたって炭素を貯蔵できるなど環境にやさしい資材であり、公共建築物のみならず、これまで木材利用が低位であった非住宅の建築物を含む建築物全体に木材利用を促進することは、地域社会の維持・発展に寄与する林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の発揮や、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に大きく貢献することとなる。

このため、市は、本方針に基づき、率先して、木材を利用することに努め、その取組状況や効果等について分かりやすい情報の発信を行うことは、木材の特性やその利用促進の意義について、市民の理解の醸成を効果的に図ることとなる。

また、民間建築物における木材利用が促進されるよう、関係者との連携を緊密にし、木材の調達や支援措置等に関する情報提供など、木材利用に取組みやすい体制整備に努めるものとする。

第2 建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 公共建築物における木材利用の促進

市が整備する公共建築物とは、広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業又は職員の住居の用に供される宿舍等をいう。市は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、市が整備する公共建築物において、自ら率先して木材の利用に努める。

2 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

3 木材利用の促進の啓発

市は、ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事例の紹介等により、木材利用の効果について積極的に市民への普及啓発を行う。

建築物における木材利用について広く市民の関心と理解を深めるため、特に、木材利用促進の日(毎年10月8日)及び木材利用促進月間(毎年10月)において、関係団体等とも連携し、木材利用に関する関連イベントの実施、ホームページ等の各種媒体における情報発信等の事業を重点的かつ広範囲に実施するものとする。

第3 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

市が整備する公共建築物等の木造化、内装等の木質化等を進めるに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理、建設後の維持管理及び解体・廃棄等のコストや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で積極的な木材の利用に努める必要がある。具体的には、以下によるものとする。

(1) 木造化(※1)の推進

市は、その整備する公共建築物のうち、別表1に掲げる施設については、原則として木造化を図るものとする。

(2) 内装等の木質化(※2)の推進

市が整備する公共建築物のうち、別表2に掲げる施設については、可能な限り内装等の木質化を推進するものとする。

(3) 木製品導入等の推進

市が整備する公共建築物において使用する机・椅子・書棚などの備品の整備に当たっては、可能な限り木製品の導入を推進するとともに、市が調達する紙類・文具類等の消耗品については、間伐材等を使用した製品の購入に努める。

合わせて、各種催し物や広報媒体等を活用し、①木材が利用者の健康面等に及ぼす効果

など建築材料としての優れた特性、②積極的な木材利用が地域における林業・木材産業の振興はもとより、適切な森林整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果等について、市民等に対し普及啓発を図り、理解を得ることに努める。

(4) 公共土木事業における木材利用の推進

山腹・河川や道路など市が実施する公共土木事業については、可能な限り木材の利用を促進するものとする。また、需要者ニーズに対応した木材を低コストで安定的に供給するため、林業事業者や木材加工業者と連携し、路網整備や機械化等による林業生産性の向上や木材の流通・加工体制の整備を促進する。合わせて、県とも連携し、これらの木材の供給に携わる関係者の取組みを促進するために必要な施策の推進に努めるものとする。

(5) 市が補助する公共建築物等における木材利用の促進

市が行う公共建築物及び公共建築物以外の建築物等の整備への補助においては、(1)から(4)に準じて可能な限り木材が使用されるよう、事業主体に要請するものとする。また、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図るものとする。

具体的には、林業事業者や木材加工業者その他の関係者に対しては、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再生林等の適切な森林施業の確保並びに「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年法律第 100 号)に規定する環境物品等に該当する間伐材及び合法性等の証明された木材の円滑な供給に努めるよう適切な指導・助言を行うものとする。

- ※ 1 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- ※ 2 「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第4 その他建築物等における木材利用の促進のための必要な事項

1 公共建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備に当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストや木材利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で木材利用に積極的に努める必要がある。

2 建築物等における木材利用の促進のための推進体制

(1) 市は、市内における木材利用を推進するとともに、民間建築物への木材利用促進を図

るため、庁内関係課の長及び関係職員等によって構成される「伊佐市木材利用推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置し、木材利用の推進を全庁的に進める。

(2) 推進会議の設置要綱は、別に定める。

3 推進方法

(1) 関係各課は、それぞれ所管する事業について、木材利用の推進方策及び公共建築物等の木造化、内装等の木質化等の可否について検討し、推進会議にその結果を報告する。

(2) 推進会議では、木材利用の推進について関係各課の意見等を十分に聴聞し、意見を取りまとめ、総合的な調整を行う。

(3) 林務課は、木材利用を推進するため、関係する各課等に対し、木材や木造施設に関する情報提供を行うとともに、推進会議の運営にかかる事務を行う。

4 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における木材利用に当たっては、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

第5 附則

この方針は、令和4年10月1日から施行する。

別表1

1. 木造化を推進する施設

教育施設 幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校・体育館・給食センター等
社会福祉施設 児童福祉施設・老人福祉施設・障害者福祉施設等
医療施設 病院・診療所等
社会教育・文化・体育施設 公民館・図書館・博物館・美術館・体育館・武道館等
行政施設 庁舎等
住宅施設 市営住宅・教職員住宅等
その他の施設 観光施設・直売所・バス停・公衆トイレ・物産館・消防詰所等

別表2

2. 内装等の木質化を推進する施設

内装等の木質化を推進する施設	内装等の木質化を推進する箇所	
	各施設共通の箇所	施設ごとの箇所
教育施設 幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校・体育館・給食センター等	ホール ロビー 廊下 会議室	教室、職員室、体育館、図書室、保健室等
社会福祉施設 児童福祉施設・老人福祉施設・障害者福祉施設等		保育室、リハビリ室、図書室、研修室、面談室、居室、娯楽室等
医療施設 病院・診療所等		待合室等
社会教育・文化・体育施設 公民館・図書館・博物館・美術館・体育館・武道館等		展示室、資料室、研修室、事務室等
行政施設 庁舎等		事務室、相談室、応接室、食堂等
住宅施設 市営住宅、教職員住宅等		各住居内の玄関、居室等
その他の施設 観光施設、直売所、バス停、公衆トイレ、物産館、消防詰所等		上記に準じた箇所